

港湾工事共通仕様書 一部改正(R6.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R5.3)	一部改正(R6.3)	摘 要
1	1-23	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-3 設計図書の照査等	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されている ものについては、受注者が備えなければならない。	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の 原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されている ものについては、受注者が備えなければならない。	・修正
2	1-25	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 工事実績情報(工事実績データ)の作成・登録	2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については、以下のとおり対応する。 (1)受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。 (2)発注者は(1)によりメール送付された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。 (3)「登録内容確認書」については登録内容確認システムから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	2. 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については、以下のとおり対応する。 (1)受注者は、「登録のための確認のお願い」を作成し 確定(仮登録)を行う。 (2) 登録内容確認システムから発注者宛に事前確認のお願いメールが送付される。 (3) 発注者は、登録内容確認システム上で登録内容の確認結果を入力する。 (4)「登録内容確認書」については 登録内容確認システム から監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。	・修正
3	1-26	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-8 工事用地等の使用		6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	・新規追加
4	1-26	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	(2)当該下請負工事の施工能力を有すること なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	(2)当該下請負工事の施工能力を有すること なお、下請契約を締結するときは、 下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める 下請契約の締結に努めなければならない。	・修正
5	1-27	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 技術者の確認	受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む。)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、以下に示す様式を参照のこと。 名札(参考)	受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む。)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ。)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければならない。なお、名札の作成にあたっては、 図1-1を標準とする。 また、初回打ち合わせ(協議)時に、監理技術者又は主任技術者に係る現場代理人等通知書に添付された資格を証する書類の原本を持参し、監督職員の確認を受けること。契約後、監理技術者又は主任技術者の変更申請があった場合は、速やかに監督職員に変更後の監理技術者又は主任技術者の資格を証する書類の原本を提示し確認を受けること。 〔注1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 〔注2〕所属会社の社印とする。 図1-1 名札の標準図	・修正
6	1-30	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査試験等	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。 (1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下システム)にて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。 (1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を 新技術情報提供システム(以下システム)にて入力・登録 しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の 入力・登録 を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書 を作成し、施工計画書と共に提出 しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を システムにて入力・登録 しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の 入力・登録 を要しない。	・修正
7	1-35	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2)工事管理状況の書類、記録、写真等	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2)工事管理状況の書類、記録、写真等 (3) 休日確保の履行状況	・修正
8	1-36	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 既済部分検査等	(3)既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 ① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ ② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等	(3)既済部分の検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 ① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ ② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等 ③ 休日確保の履行状況	・修正
9	1-37	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-29 休日確保の対応		1-1-29 休日確保の対応 受注者は、休日確保に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、休日確保は、月単位で4週8休以上の現場閉所を確保し実施に努めなければならない。	・新規追加
10	1-42	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-36 工事の測量	1-1-35 工事の測量 1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督 職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と相違する 場合、その旨を監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。 2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引 照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努 めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に通知し、直ちに水 準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しな ければならない。 3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準 として行うものとする。	1-1-36 工事の測量 1. 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、又は監督 職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督職員に提出しな ければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と相違する 場合、その旨を監督職員に通知し、その指示を受けなければならない。 2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引 照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努 めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に通知し、直ちに水 準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しな ければならない。 3. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている管理用基準面を基準 として行うものとする。 4. 当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事 等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に 提出し承諾を得なければならない。	・修正

港湾工事共通仕様書 一部改正(R6.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R5.3)	一部改正(R6.3)	摘 要																		
11	1-45, 46	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-43 新技術活用	1-1-43 新技術活用	削除	・削除																		
12	1-47	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-46 情報ネットワークの活用	(電子検査) 3. 工事検査においては、電子検査を原則とし、「工事帳票管理システム」を活用した、オンライン形式での検査を行うものとする。なお、通信環境が整わないなどの場合には、監督職員と協議のうえ、「電子納品物検査支援システム」によるオフライン方式の電子検査を行うことができる。	(電子検査) 3. 工事検査等においては、電子検査を原則とし、「工事帳票管理システム」を活用した、オンライン形式での検査を行うものとする。なお、通信環境が整わないなどの場合には、監督職員と協議のうえ、「電子納品物検査支援システム」によるオフライン方式の電子検査を行うことができる。	・修正																		
13	1-49, 50, 52, 53	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」(以下「オフロード法」という。))に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。	3. 受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」(以下「オフロード法」という。))に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表 1-1 一般的制限値</caption> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m(ただし、指定道路については4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20t</td> </tr> <tr> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)	重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20t	輪荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	・修正
車両の諸元	一般的制限値																						
幅	2.5m																						
長さ	12.0m																						
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)																						
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)																						
軸重	10.0t																						
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20t																						
輪荷重	5.0t																						
最小回転半径	12.0m																						
14	1-55, 56	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 建設副産物	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用計画を公衆の 見やすい 場所に掲げなければならない。 5. 受注者は、 土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用 促進 計画を公衆の 見やすい 場所に掲げなければならない。	・追加																		
15	1-55, 56	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-11 建設副産物		8. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場 から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して 発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならず、また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 9. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「8. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致 することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の 写しを提出しなければならない。	・追加																		
16	1-57	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	1. 「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月25日)を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。	1. 「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和6年3月5日)を参考にし、常に工事の安全に留意して事故及び災害の防止に努めなければならない。	・修正																		
17	1-64	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。	工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。	・修正																		

港湾工事共通仕様書 一部改正(R6.3) 新旧対比表

NO.	頁	行又は項目	現 行(R5.3)	一部改正(R6.3)	摘 要																																										
18	1-64, 65	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第2節 工事材料の品質及び検査		<p>第2節 工事材料の品質及び検査</p> <p>1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験 結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、 監督職員又は検査職員の請求があった場合はすみやかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員 へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証さ れJISマーク表示がさ れている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、J ISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に 替えることができる。</p> <p>2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合した もの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、 JIS又は設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に 提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、試験を省略 できる。</p> <p>4. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質 を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受け なければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態 の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>5. 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、こ れを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、 不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新 たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設 資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品 質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	追加																																										
19	1-65, 1-66, 1-67, 1-68	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第3節 土 2-3-1 一般事項 第4節 石材等 2-4-2 砂 2-4-3 砂利、碎石 2-4-4 石 第5節 骨材 2-5-1 一般事項	「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂) (平成30年4月)」	「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂) (令和5年10月)」	・修正																																										
20	1-65	1. 本編 第1編共通編 第2章材料 第4節 2-4-2セメントコンクリート用骨材	<p>記載なし</p> <p>表2-2 砂利及び砂の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 質 項 目</th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量</td> <td>% 0.25以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量</td> <td>% 1.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td>柔らかい石片</td> <td>% 5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの</td> <td>% 0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>% —</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質 項 目	砂 利	砂	粘土塊量	% 0.25以下	1.0 以下	微粒分量試験で失われる量	% 1.0 以下	3.0 以下	有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと	柔らかい石片	% 5.0 以下	—	石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの	% 0.5 以下	0.5 以下	塩化物量	% —	0.04以下	<p>JIS A 5308「レディーミストコンクリート 附属書A レディーミストコンクリート用骨材」</p> <p>表2-2 砂利及び砂の品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 質 項 目</th> <th>砂 利</th> <th>砂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘土塊量</td> <td>% 0.25以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>微粒分量試験で失われる量</td> <td>% 1.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>有機不純物</td> <td>—</td> <td>標準色液の色よりも濃くないこと</td> </tr> <tr> <td>柔らかい石片</td> <td>% 5.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの</td> <td>% 0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td>% —</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質 項 目	砂 利	砂	粘土塊量	% 0.25以下	1.0 以下	微粒分量試験で失われる量	% 1.0 以下	3.0 以下	有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと	柔らかい石片	% 5.0 以下	—	石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの	% 0.5 以下	0.5 以下	塩化物量	% —	0.04以下	・追加、修正
品 質 項 目	砂 利	砂																																													
粘土塊量	% 0.25以下	1.0 以下																																													
微粒分量試験で失われる量	% 1.0 以下	3.0 以下																																													
有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと																																													
柔らかい石片	% 5.0 以下	—																																													
石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの	% 0.5 以下	0.5 以下																																													
塩化物量	% —	0.04以下																																													
品 質 項 目	砂 利	砂																																													
粘土塊量	% 0.25以下	1.0 以下																																													
微粒分量試験で失われる量	% 1.0 以下	3.0 以下																																													
有機不純物	—	標準色液の色よりも濃くないこと																																													
柔らかい石片	% 5.0 以下	—																																													
石炭・亜炭等で比重1.95の液体に浮くもの	% 0.5 以下	0.5 以下																																													
塩化物量	% —	0.04以下																																													
21	1-82,83	1. 本編 第1編 共通編 第2章 材料 第14節 防眩材 2-14-1 ゴム防眩材		<p>5. ゴム防眩材の性能試験における試験環境については、ゴム防眩材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。</p> <p>(1)静的圧縮試験設備 標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピューターシステム等の能力と健全性</p> <p>(2)静的圧縮試験記録 試験記録の管理状況・健全性の検証</p> <p>(3)物理特性試験 試験機と試験手法のJIS規格適合性</p> <p>※ゴム防眩材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(令和5年3月)によることができるものとする。</p>	追加																																										
22	1-126	1. 本編 第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	<p>17. 上層路盤</p> <p>(1)受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下としなければならない。</p>	<p>17. 上層路盤</p> <p>(1)受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。</p> <p>① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。</p> <p>② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。</p> <p>③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を標準として、敷均さなければならない。</p>	修正																																										
23	3-81~125	3. 港湾工事出来形管理基準 様式・出来形1-1-2(1)~25-1(2)	各種様式 平成 年 月 日	各種様式 令和 年 月 日	修正																																										
24	5-3	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(受注者作成分)	40 請求書(部分払()計算書) 第33条1項 第35条第1項、第3項 第38条第5項 第39条第1項	40 請求書(部分払()計算書) 第33条1項 第35条第1項、第4項 第38条第5項 第39条第1項	・条項修正																																										
25	5-91	5. 提出書類様式集 提出書類様式一覧(発注者作成分)	28 認定調書 第35条4項	28 認定調書 第35条5項	・条項修正																																										